

岡部恒司 仙台市議会報告 臨時発行

仙台市立中学校生徒の自死事案 調査報告書(答申)について

■発行人/岡部恒司 〒981-0933 仙台市青葉区柏木2-4-16-501

■ご意見ご要望は/電話 022-271-1770 <http://okabekoji-sendai.jimusho.jp>

平成29年4月仙台市立中学校2年男子生徒の自死事案に係る調査について、仙台市いじめ問題専門委員会の調査報告書が答申されました。

これは、令和元年8月9日に議会に報告され、市政に対する市民の信頼が回復されるよう、具体的な措置を求めてまいりました。

以下ご報告いたします。

仙台市議会議員 岡部 恒司

ご報告内容

・本件の特徴

第1章 本答申作成の経緯について

第2章 本件事案の検証

1、本件調査の基本姿勢

2、いじめ等の事実認定

(1)いじめ事案

(2)体罰事案

3、自死に至る経緯について

(1)本事案に至る流れ

(2)自死の背景に関する考察の基本的姿勢

(3)当該生徒の特性について

(4)いじめの問題

(5)体罰の問題

(6)学習面での不十分なサポートについて

(7)まとめ

4、学校の対応、取組の検証

(1)いじめ防止対策について

(2)当該生徒の特性を踏まえた指導について

(3)学校内部及び学校外部との連携について

(4)教育相談体制

5、教育委員会の対応について

第3章 再発防止に向けた提言

1、いじめがない学校づくりを目指す、学校全体の雰囲気づくり

2、いじめ防止のための校内の体制づくりについて

3、一人一人の生徒の踏まえた指導について

4、体罰の防止に向けて

5、小学校から中学校への引き継ぎについて

6、被害生徒の関係者等への援助について

平成29年9月11日付「平成29年4月に発生した仙台市立中学校2年男子生徒の自死事案に係る調査について（諮問）」について、以下のとおり答申する。

なお、以下、仙台市立中学校2年生男子生徒を「当該生徒」といい、当該生徒が通っていた中学校を「当該校」という。

本件の特徴

本件事案は、生徒間のいさかいを端緒とするいじめが、当該生徒の都度重なる訴えにもかかわらず継続し、それがそうした事態の背後にある、学校側の当該生徒の特徴を十分に踏まえていない援助・指導のあり方や、加害生徒はもちろん、周囲の生徒への指導のあり方、保護者との連携不足といった要因と相まって、重大事態が発生するに至ったものである。

本事案発生に至る経緯は次のとおりである。

- ① 本件事案の発生前、約1年にわたって当該生徒へのいじめが続いていた。いじめは、最初は当該生徒の他の生徒へのちょっかいなどに周囲が強く反応していたものが、次第に特定の生徒によるいじめへと発展しており、当該生徒の教員への繰り返しの訴えにもかかわらず改善されなかった。
- ② 当該校の当該生徒への生活面及び学業面での援助・指導のあり方は、本人の特徴を十分に踏まえたものとはいえず、当該生徒は、自尊心を傷つけられるとともに、いらいらや不満を抱くことが多かったと思われる。
- ③ 当該校の教員間での体罰に対する理解にずれがあったこともあり、当該生徒に対して体罰に相当する行為が行われている。なお、これが周囲の生徒に誤ったメッセージを伝えた可能性も否定できない。
- ④ 当該校の援助や指導のあり方に加えて、当該生徒に対する周囲の生徒の受け止めや対応は、理解があるものとはいえず、そのことが当該生徒を追い詰めるとともに、いじめを助長した面がある。
- ⑤ このように、いじめを中心とした学校における改善されない問題が、当該生徒の中の不満や無力感を強めていき、危険な心理状態を生み出していった。そして、そうした状況にもかかわらず、学校生活に一層の頑張りを見せていた中で、自死を決意するに至っている。

第1章 本答申作成の経緯について

- (1) 平成29年4月26日(水)1時限目の授業後、仙台市立中学校2年男子生徒が、マンションから落下し死亡するという事案が発生した。
- (2) この事態を受け、当該生徒が通っていた当該校と仙台市教育委員会による全校アンケート調査が行われた。そして、同年9月11日には仙台市いじめ問題対策連絡協議会等条例第8条に基づき、いじめ防止対策推進法(以下、「いじめ防止法」という。)第28条第1項に規定する重大事態として、教育長から仙台市いじめ問題専門委員会(以下、「専門委員会」という。)に対して調査の諮問がなされた。
- (3) 専門委員会は、全校アンケート調査の結果を踏まえながら、当該校の教職員、生徒、遺族、その他関係者への聴き取り調査等を進めるとともに、これらの調査結果に基づく事案の審議を行った。

第2章 本件事案の検証

1 本件調査の基本的姿勢

どのような事情があっても、いじめは許されないことであるという立場に立ち、本件調査を行う。また、自死事案の直前のきっかけは本件事案を検証するにあたって重きを置くものではない。本件自死発生に至るまでの背景となる事実を取り上げ、分析していく。

2 いじめ等の事実認定

(1) いじめ事案

ア 事実認定の基礎資料

いじめ事実認定には別添資料1、2、4、5、6、8を基礎資料として用いた。

イ いじめの定義

いじめ防止法第2条第1項は、「いじめ」の定義として、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定している。

また、文部科学省が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月14日改定)において、「個々の行為が「いじめ」に当たるか

否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。」とされている。

本答申においても、上記の定義及び判断姿勢にしたがって、いじめの事実の有無につき判断する。

ウ いじめとして認定した事実

(ア) はじめに

平成28年4月頃から、当該生徒は他の生徒らから「スカンク」「くさい」「ばか」「うざい」「頭悪い」「キモ」「ゴミ」などの悪口を継続的に言われており、休み時間等に教室内にて泣いていた姿も目撃されている。

特に「くさい」との言葉については、当初は、他の生徒らが実際の感覚として述べていた面もあったが、徐々に、当該生徒が嫌がる言葉として使用されるようになったという面もあるようである。当該生徒は「くさい」と言われることを気にしており、家庭において入浴・洗浄もしっかりと行う・靴の消臭剤の「におい玉」を持参するなど努力していたが、「におい玉」持参との行為が更に「くさい」と揶揄される要因となってしまった。当該生徒が「くさい」に非常に反応し、その言葉を嫌がっているにもかかわらず、他の生徒らは「くさい」との言葉を使用していた。

また、当該生徒のちょっかいに対して強くやり返す形で手を出されるなどの行為を受けていた。

以下、当該生徒が学級担任に訴えた日付やアンケート記載日などをもって、一つ一つのいじめ事実として整理するが、記した日付に限定されず、継続的な悪口・からかいを受けており、後述するように、当該生徒が心身の苦痛を感じていたことが認められることを付言する。

(イ) いじめ事案①～⑧

① 平成28年5月16日 (いじめ事案①)

体育の授業中、当該生徒は他の生徒A・Bから「くさい」と言われた。当該生徒は、この事実を学級担任に訴えていた。

この事実は、当該生徒及び加害生徒、学級担任等に対する聴き取りの結果等から、事実と認められる。

② 平成28年6月7日 (いじめ事案②)

授業中、当該生徒は生徒 C・D・E・F から「くさい」「ばか」「うざい」「頭悪い」「スカンク」「キモ」「帰れ」と言われた。また、当該生徒が言い返した際に「日本語も読めないくせにそんなこと言うな」と言われた。

当該生徒は、この事実をメモに書いて教員に対して渡すとの方法で訴えていた。

この事実は、当該生徒が作成したメモ並びに当該生徒や加害生徒、学級担任等に対する聴き取りの結果等から、事実と認められる。

③ 平成 28 年 6 月 29 日 (いじめ事案③)

休み時間、当該生徒は生徒 C から「あっち行け」と言われた。当該生徒は、学校において実施したいじめアンケートにおいて、この事実を記入することで学校に訴えていた。

この事実は、学校において実施したアンケートに対する当該生徒の回答内容並びに、当該生徒及び加害生徒、学級担任等に対する聴き取りの結果等から、事実と認められる。

④ 平成 28 年 10 月 21 日 (いじめ事案④)

同日午前中、教室にて、当該生徒が生徒 C の辞書を拾った際、生徒 C から追いかけて腕を掴まれ、肩を痛めた。

また、同日 5 時限目の体育の授業終了後、生徒 C から肩を掴まれた。

この事実は、当該生徒及び加害生徒、学級担任等に対する聴き取りの結果等から、事実と認められる。

⑤ 平成 28 年 11 月 18 日 (いじめ事案⑤)

同日昼休み、生徒 C から、ジャージのズボンを下げられそうになった。この行為によって、当該生徒は泣いてしまった。

この事実は、学校において実施したアンケートに対する当該生徒の回答内容並びに、当該生徒及び加害生徒、学級担任等に対する聴き取りの結果等から、事実と認められる。

⑥ 平成 28 年 11 月 (いじめ事案⑥)

生徒 A・B・C から「くさい」「ばか」「うるさい」等と言われた。また、接触を避けられ、無視されたと感じるようになった。さらに、当該生徒がちょっかいを出した際に、生徒 A・B・C から頭や背中を叩かれるということがあった。当該生徒は、この事実を学校において実施したアンケートに記入することで、学校に訴えていた。

この事実は、学校において実施したアンケートに対する当該生徒の回答内容並びに、当該生徒及び加害生徒、学級担任等に対する聴き取りの結果等から、事実と認められる。

⑦ 平成 28 年 12 月 22 日 (いじめ事案⑦)

同日朝、当該生徒の机に、本人以外の他者の文字で「死ね」との落書きがペンで書かれているのが発見された。当該生徒が目にする前に机は片付けられたが、かかる事実を告げられた当該生徒はじっと聞いていた。

この事実は、当該生徒及び学級担任等に対する聴き取りの結果、筆跡鑑定等から、事実と認められる。

⑧ 平成29年3月1日（いじめ事案⑧）

同日給食準備の時間中、生徒Bが生徒Cを後ろから突っついた。その上で、生徒Bは、生徒Cに対して、当該生徒が生徒Cを突っついた旨虚偽の説明をしたところ、当該生徒は、生徒Cから頬を叩かれた。この行為によって、当該生徒は泣いてベランダに飛び出した。

この事実は、学校において実施したアンケートに対する当該生徒の回答内容並びに、当該生徒及び加害生徒、学級担任等に対する聴き取りの結果等から、事実と認められる。

(ウ) 小括

当該生徒は「くさい」などの言葉や他の生徒らから距離を置かれること（いじめ事案①②③⑥）について、「悪口言われる」「無視される」と学級担任等に訴えていた。このことから、心身の苦痛を感じたことは想像できることから、いじめの定義に該当する。

また、腕を掴まれた際（いじめ事案④）、当該生徒は保健室に行き痛みを訴えていること、ズボンを下げられそうになった際（いじめ事案⑤）や頬を叩かれた際（いじめ事案⑧）には、当該生徒が泣いていたとのことからしても、心身に苦痛を感じていたことは想像できることから、いじめの定義に該当する。

さらに、「死ね」と落書きをされたこと（いじめ事案⑦）についても、当該生徒は落書きがなされた机そのものを見ていなかったものの、「死ね」という非常に強い攻撃的な言葉が書かれた事実を知り、心身の苦痛を感じないことは考えられないことから、いじめの定義に該当する。

エ いじめとして認定困難な事実

(ア) 平成29年2月14日に発生した事実

平成29年2月14日、当該生徒は同級生とふざけている際、他の生徒の足につまずき転び、手首を骨折する怪我を負った。この事実は、当該生徒及びその場にいた生徒、学級担任等に対する聴き取りの結果等から事実と認められる。

もっとも、前記いじめの定義において「児童等に対して・・・心理的又は物理的な影響を与える行為・・・」と規定されているとおり、

行為者としては、当該いじめの被害者に向けて行った行為ではない（すなわち、故意が無い）ような場合には、いじめと認定することは出来ないところ、本件においては、他の生徒が当該生徒を転ばせるために故意に足を出したのか、靴紐を結ぶ等の何らかの動作をする際に足を出して結果的に転ばせてしまったのか否かについては、当委員会の調査により得られた資料からは、事実を認定することができなかった。

したがって、本件においては、行為者の故意・過失を認定することが出来ない以上、この件については、いじめとして認定することは困難である。

しかしながら、当該生徒は、他の生徒に足を故意に出されたと感じて泣いて訴えており、心身の苦痛は感じていたと思われる。そして、従前の当該生徒に対するいじめの経過からしても、他の生徒が故意的に行ったと当該生徒が受け止めたことも理解できるところである。

(イ) 平成 29 年 4 月 24 日に発生した事実

平成 29 年 4 月 24 日、技術の授業において、生徒同士でグループを作って、グループごとに作業をするという授業が行われた。

しかし、グループ作りの際に、当該生徒は、席を動かさず座りっぱなしであり、グループに入ることができなかったため、教員から当該生徒や他の生徒に声がけをしたものの、ほとんどのグループが決まった段階においても、当該生徒はどのグループにも入れない状態にあった。その後、一部の生徒の申し出によって、ようやくグループに入ることができたものの、そのときにも当該生徒は突っ伏している状況であった。

上記事実については、クラスの他の生徒が意図的に当該生徒を仲間外れにしたのか否か認定をすることはできないため、いじめとして認定することは困難である。

しかし、いじめに該当するか否かにかかわらず、上記事実によって、当該生徒が孤独感や疎外感、寂しさ等を感じていたことは想像に難くなく、それまでの間に当該生徒がいじめを受け続けてきたことも併せ考えれば、上記事実により、当該生徒が更に追い込まれる結果になった可能性も否定できない。

そのため、いじめに関する事実認定の末尾において、本事実を指摘するものである。

(2) 体罰事案

ア 事実認定の基礎資料

体罰事実認定には別添資料3、4を基礎資料として用いた。

イ 体罰の定義

学校教育法第11条は、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と規定し、体罰の禁止を明確に規定している。

そして、平成25年3月13日文部科学省初等中等教育局長通知(24文科初第1269号)「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」において、「懲戒と体罰の区別について」として、以下のとおり指摘されている。

① 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

② ①により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

さらに、仙台市いじめの防止等に関する条例第12条第5項においても、教職員は体罰及び不適切な指導(児童生徒の人間性又は人格の尊厳を損ね、または否定する言動を伴う指導)が禁止されている。

したがって、本答申においても、上記の定義・判断姿勢にしたがって、体罰の有無について判断する。

ウ 体罰として認定した事実

① 平成29年1月頃(体罰事案①)

教諭Aが、授業中に大声を出したり関係のない話をしていた当該生徒に対し、注意をしたものの、当該生徒の言動が変わらなかった。それに対して、教諭Aが、他の生徒の面前において、当該生徒の口に約15cmの粘着テープを貼った。

この事実は、教諭Aや生徒に対する聴き取りの結果等から、事実と認められる。

そして、上記の行為は、当該生徒の口を塞いだものであって、他の生

徒の面前で上記行為が行われているという点で、教育上の配慮を欠いている。したがって、上記の行為は、体罰に該当する。

② 平成29年4月25日（体罰事案②）

当該生徒が授業終了時の挨拶の際に居眠りしていたため、教諭Bは、他の生徒の面前において、当該生徒の後頭部をげんこつで叩いた。

この事実は、教諭Bや生徒に対する聴き取りの結果等から、事実と認められる。

そして、上記の行為は、肉体的苦痛を与えるものであることは明らかである。

また、他の生徒の面前で上記行為が行われているという点で、教育上の配慮を欠いている。したがって、上記の行為は、体罰に該当する。

3 自死に至る経緯について

(1) 本事案に至る流れ

当該生徒は、小学校時に、「配慮が必要な生徒」ととらえられており、小学校から当該校への配慮を要する生徒の情報の引継ぎの際も、その一人として取り上げられていた。具体的には、勉強が苦手、[REDACTED]、対人面のマイペースさと[REDACTED]がトラブルの原因となることが予想される、などが挙げられている。小学校での指導は、学級担任を中心に、当該生徒の特徴をよく理解した上で、クラス全体の雰囲気づくりや、わかりやすい授業を行うなどの指導が行われていた。

しかし、小学校において把握されていた当該生徒の特徴や、適切な指導方法などの情報が、提供されていたにもかかわらず、当該校ではあまり活用されていないこともあり、中学入学後、当該生徒は、学校生活の流れにうまく乗れていない。具体的には、話を聞くより目で見て判断する方が得意なことがあって、教員からの指示や連絡にうまく対処できていない、授業についていけないといったことが生じている。また、当該生徒は、対人関係を好む一方で、対人関係の持ち方が上手ではないので、他の生徒にちょっかいを出したり、授業中に他の生徒に話しかけたりするため、かえって他の生徒から煙たがられる面があった。

当該生徒は、基本的には、明るく人懐っこい生徒であり、周囲の同級生や上級生からは好かれていたようだが、上述の他の生徒が困る言動や、小学校時から指摘されていたというペット臭に対する一部の生徒の反応が次第にエスカレートしていった、中学入学直後の平成28年4月頃から、当該生徒の言動について、悪口を言ったり、当該生徒のちょっかいなど

に強くやり返す形で手を出すなどのいじめを受けるようになっていった。当該生徒は、悪口を言われたり暴力を振るわれたりしたと、同年5月には学級担任に訴えており（いじめ事案①）、その後も、6月にも同様の内容を同学年の別の教員にメモで訴え（いじめ事案②）、また、その頃実施された「いじめ実態把握調査」等でいじめを訴えている（いじめ事案③）。これらのいじめの訴えに対する当該校の受け止めは、加害生徒は悪いが、当該生徒にも悪い点があるとの認識であり、両方に事情を聞いた上で、上述の内容の説諭を繰り返す、という対応がとられている。また、当該生徒の保護者に対する連絡は平成28年6月になるまでなされず、いわゆる加害生徒の保護者には全く連絡がなされなかった。

こうした対応は、加害生徒への対応としても、当該生徒への対応としても十分とはいえず、学校による指導後もいじめは続き、当該生徒には、自分がいじめられているのに十分な対応をしてもらえない、周囲の状況が改善されないとの不満や無力感が生じていったと推測される。また一方で、周囲の生徒の、当該生徒とのトラブルを避けるために距離を取るような態度が増えてきたことで、学校で周りから十分に受け入れられていないといった思いも抱くようになっていったと考えられる。

こうした問題に加えて、平成28年の夏休みを過ぎた頃から、美術等の比較的得意な科目を除くと、特に苦手な国語を中心に、学業面で授業についていけないことが多くなっていった。学校の対応としては、個別指導を丁寧に行うことが基本であったが、こうした指導のみでは、問題の改善には無理があったと考えられる。当該生徒の、授業中に他の生徒に話しかける、離席するといった行動は収まらず、それによって学校側からの指導が増えるとともに、周囲の生徒からの反発なども強まり、当該生徒は自尊心を傷つけられるとともに、不満や無力感を抱くようになっていったと考えられる。

同年10月には、当該生徒は、いじめの加害生徒に腕を掴まれて肩を痛めたなどと、保健室に行って訴え（いじめ事案④）、また、「いじめ実態把握調査」でもジャージのズボンを下げられそうになった（いじめ事案⑤）、暴言、無視、暴力を受けたなど（いじめ事案⑥）いじめを訴えるなどしている。さらに同年12月には机に「死ね」と落書きされ（いじめ事案⑦）、平成29年2月には同級生とふざけているときに足を引っ掛けられて転んだとの訴えがあった事案によって手首を骨折したと訴え（いじめとして認定困難な事案①）、平成29年3月には同級生に頬を叩かれたと泣きながらベランダを走っているところを教員に発見されるなどしており（いじめ事案⑧）、当該生徒の繰り返しの訴えにもかかわらず、いじ

めは継続し、当該生徒は逃げ場がなく追い詰められたような気持ちを強めていったと推測される。

こうした状況下、平成29年1月頃には体罰事案①が発生している。この体罰事案が、当該生徒の心理面に大きなダメージを与えたことを示す具体的な事実は見られないものの、当該生徒に対する周囲の生徒のからかいやいじめを助長するとともに、当該生徒の学校生活における不満等を助長する一つの原因となった可能性がある。

上述した主に学級生活における流れに加えて、当該生徒は、平成29年1月に、所属していたバレエ部を退部している。部活動は、当該生徒にとって、教室での居づらさなどから逃れられる息抜きの意味もあったと思われる、クラスでの出来事による苦痛や不満からの緩衝材のような役割をしていた場が失われている。当該生徒は、学校において逃げ場のないような、追い詰められたような気持ちを抱くようになっていったと推測される。

当該生徒は、中学2年に進級したのち、学校側からは、宿題をしっかりとやるようになった、生活も落ち着いてきたなど、成長が見られるととらえられていたが、こうした外面的努力の一方で、内面では、上述のような気持ちを強めていたと推測される。

体罰事案②は、本事案発生の日前に発生している。当該生徒が居眠りをしていたことに対するものであり、当該生徒も特に大きな反応はしていなかったことが観察されているが、こうした状況下で当該生徒に与えた心理的影響を正確に判定することは困難である。

自死の前、当該生徒は、内面では、逃げ場がなく追い詰められたような気持ちを強めつつ、行動面では学校生活に意欲的な取組を見せるという非常に無理をした、ストレスの強くかかった危険な心理状況であったと考えられる。そして、何らかのきっかけにより、自死を決意し、実行に至っている。すなわち、平成29年4月26日、当日の日直当番であった当該生徒は、朝8時には職員室に顔を出し、本日の目標を学級担任に相談するなどしたのち、1時限目後の休み時間に当該校を抜け出し、自死している。

(2) 自死の背景に関する考察の基本的姿勢

文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(平成26年7月1日改定)には、「自殺の引き金となる『直前のきっかけ』が原因として捉えられがちであるが、自殺を理解するためには、複雑な要因が様々に重なった『準備状態』(危険な心理状態に陥っていった状況等)に

目を向けることが大切である」とし、「自殺の引き金となる『直接のきっかけ』を原因として捉えがちであったり、原因を単純化して考えがちであったりするが、じっくりと背景を理解しようとしなければ本質が見えてこない自殺もある」と記載している。

本事案においても、本件に至る背景を理解し、事案発生直前のきっかけについて十分な調査と分析を行うとともに、その直前のきっかけが自死事案を引き起こしてしまうような、当該生徒が陥っていた「危険な心理状態」に目を向けることで、本件事案の核心を理解することを目指す。

(3) 当該生徒の特性について

①

[Redacted text block]

② 聴き取り調査等の結果から、当該生徒は、明るく、人懐っこく、基本的に素直であり、困っている時には周囲の人が手助けしてあげたくなるようなタイプであったことがうかがわれる。また、対人接触を好むが、相手の気持ちや立場、周囲の状況を考えたりすることは十分ではなく、自分のペースで動いてしまうため、周囲との摩擦を引き起こすことがしばしばあったことも指摘できる。

能力面（特に言語面）で周囲についていくことが難しいこともあり、劣等感あるいは引け目を抱いていたことがうかがわれ、それが物事を被害的に受け止めたり、周囲と違ったことをしてみせるといった反応を引き起こすことがあった。ただし、好きなことや得意なことには、

本人なりに一生懸命取り組める面もあった。

自分の気持ちを内省すること、そしてそれを言語化して表現することは得意でなかった。そこから、日頃から、本人自身にも十分には意識されていないままに、不満や鬱屈を内面に蓄積していった可能性がある。

(4) いじめの問題

当該生徒は、いじめについて、訴える相手を変えて繰り返し訴えているが、基本的にいじめに対する当該校の受け止めは、聴き取り調査や学校から提出された資料等からは、「手を出したり、悪口を言った方も悪いが、そうした行動を引き起こした原因には、当該生徒の言動の問題もある。」との認識であったことがうかがわれる。そのため、加害生徒と当該生徒の両方に事情を聞いた上で、上述の内容の説諭を繰り返す、という対応がとられていた。

このようないじめ事案に対する学校側の把握もあって、当該生徒の保護者に対する連絡は平成28年6月になるまでなされず、また、いわゆる加害生徒の保護者には全く連絡されておらず、加害生徒及び被害生徒両方の保護者から協力を得ながらの指導はなされていなかった。

こうした対応は、加害生徒に対しては、当該生徒にも非がある、自分たちだけが悪いわけではないなどといった自己の主張がある程度は学校側に受け入れられたものとの印象を与えるとともに、自分たちの行動が少なくともある程度は許容されたという印象を与えた可能性があり、いじめが継続した一つの要因と考えられる。

また、当該生徒に対する指導としても、上述のような指導のあり方は、XXXXXXXXXX、教員の説諭の内容をあまりよく理解できなかつたり納得できなかつたりしても、そのことをうまく伝えられず、反発したり、逆に黙り込んでしまつたりするという当該生徒の物事の受け止め方や行動特性を十分には踏まえていたとは言えない。学校側の指導は、当該生徒が教員から言われていることを理解し、納得するという形では、内面には浸透していなかったことが疑われる。また、周囲の生徒に対する、当該生徒の長所と短所をよく理解させるような指導は、ある程度なされてはいたものの、十分ではなかった。

何度も、いろいろな教員に訴えても問題は改善されずにいじめが継続することで、当該生徒は、指導を受ける場面では、最終的には学校からの指導には従うものの、内面には、自分がいじめられているのに十分な対応をしてもらえない、周囲の状況が改善されないとの不満や無力感を蓄積していったと推測される。しかしながら、学校側は、こうした当該

生徒の内面的な動きを十分に把握することができず、問題行動として現れているものへの対処に終始していたことがうかがわれる。これは、当該生徒の特徴を十分に踏まえ、また当該生徒の気持ちなどを丁寧に聞く機会を持つことで対処できたはずのことであり、学校側の対処は不十分であったと言わざるを得ない。

(5) 体罰の問題

聴き取り調査等からは、当該校における体罰防止に対する教員の基本的意識は共有されていたが、一部の教員には十分に理解されていなかったことがうかがわれる。体罰が本事案に及ぼした影響について考察するならば、以下のとおりである。

体罰事案①は、上述のように、当該生徒への適切な対応方法等を学校が見いだせず、ある意味で手詰まり状態ともいえる状況下で生じている。この体罰事案が、直接に当該生徒の心理面に大きなダメージを与えたことを示す具体的な事実は見られないものの、当該生徒が学校生活において不満や無力感を強めていくことの一つの原因となった可能性がある。また、教諭A自らがこうした行動を行うことによって、周囲の生徒に対して、当該生徒へのいじめが許されるものであるといった誤ったメッセージを伝えた可能性も否定できない。

体罰事案②は、本事案発生 1 日前に発生している。当該生徒が居眠りをしていたことに対するものであり、事案発生時の教諭Bの意識としては、当該生徒が悪いのであり、何度注意をしても聞かなかったのだから、この程度は体罰には含まれない、といったものであった。

この体罰が当該生徒に与えた影響について、教諭Bや、他の生徒の言葉からは、当該生徒が特に大きなショックを受けていたという様子はいかがわれなかったが、当然ながら体罰は許されるものではなく、教諭Bの認識のずれは厳しく指摘されるべきである。さらに、本体罰は自死事案発生 1 日前のことであり、当該生徒の心理面に何らかの影響を与えた可能性を否定することはできない。

(6) 学習面での不十分なサポートについて

当該生徒の学習面での困難に対する学校の対応は、上述のように、個別指導を丁寧に行うことが基本であったが、こうした指導のみでは無理があったと考えられる。例えば、一番苦手な科目であったと考えられる国語では、1 年時前半の授業では、教員や周囲の生徒のサポートもあって何とかついていけたが、夏休み前後からは、ついていけなくなってしま

っていたことがわかる。当該生徒の []
[] といった特徴を考えれば、特に苦手な国語などでは、小学校時に行われていたように、当該生徒を抜き出しての特別支援教育を実施することが必要であったと考えられる。また、それ以外の教科でも、通常学級での指導を続けるのであれば、当該生徒にもわかりやすい形での補足資料等を用いることなどの工夫も必要であったであろう。

学校側の情報共有や授業配慮上の問題として、事案発生の2日前に、授業中に生徒同士がグループを作って取り組むような課題を行う際、当該生徒だけが仲間に入れてもらえず、孤立し、机に突っ伏してしまうということがあった。こうしたことは、当該生徒に関する指導上の情報が十分に把握されていれば避け得た事態である。

十分には理解できない授業を受けなければならないことや、他の生徒から避けられていると感じることからくる苦痛やいらいらが、当該生徒の、授業中に他の生徒に話しかける、離席するといった行動を増加させたものと理解され、それによって学校側からの指導が増えており、当該生徒の自尊心は傷つけられ、さらに不満や無力感は強まっていったと考えられる。

(7) まとめ

本件自死事案は、上述のように、いじめを中心として、当該校の指導が授業の面でも生活指導の面でも当該生徒の特徴を十分に踏まえていなかったことや、保護者との連携不足など、複数の要因が相互に関連した結果生じたものといえる。本件事案前には、学校の指導が十分な効果を上げず、約1年にわたって当該生徒へのいじめが続いていた上、学習面でも当該生徒の長所や短所を十分に踏まえた指導がなされていなかったため、当該生徒において、苦痛や不満、そして無力感が強まっていき、最終的には自死をも決意してしまうような危険な心理状態を生み出している。このような事態が生じてしまったのは、以下のような理由によると考えられる。

すなわち、いじめは、最初は当該生徒の他の生徒へのちょっかいなどに周囲が強く反応していたものが、次第に特定の生徒によるいじめへと発展しており、当該生徒の教員への繰り返しの訴えにもかかわらず改善されなかった。この過程で、学校側の状況の理解は十分とはいえず、加害生徒や周囲の生徒に対する効果的な指導・介入が行われず、また当該生徒に対しても適切な援助や指導が行われなかったことが、いじめが持続したことにつながっている。さらに、学習面でも、当該生徒の特徴を

踏まえた指導がなされていなかったため、当該生徒は、苦手な教科では、よく分からない授業を受け続けさせられる苦痛や不満から、授業中に場にそぐわない言動が出てしまうことがあったが、周囲の生徒が当該生徒を理解し、うまく関わられるようになるための指導も十分ではなかったため、こうした当該生徒の言動はわがままなどととらえられてしまっている。それがまたいじめを助長した面があり、いじめを許容する雰囲気を作り出したとまではいえないが、いじめをいじめと認識し、強く非難するような雰囲気が周囲に生まれなかったことにつながっている。教員による体罰なども、こうした雰囲気を助長したことが推察される。

こうした状況下、当該生徒は、自分が何度も訴えても、周囲の生徒や教員は誰も真剣に受け止めてくれないし、分かってくれないという不満や、どうしても状況が改善されないといった無力感を強めていったものと考えられる。さらに、適切な指導がないままに、授業がどんどん難しくなっていったこともまた、当該生徒の自尊心をいたずらに傷つけ、精神的に追い詰めていったものと考えられる。

このように、複数の要因が重なり合い、当該生徒の中に、何らかのきっかけで自死を決意させてしまうような危険な心理状態を作り出していったものと理解される。さらに、当該生徒においては、危険な心理状態が強まっていたにもかかわらず、中学2年生に進級ののちは学校生活で非常に頑張りを見せていた。この頑張りの理由は明らかではないが、上述の危険な心理状態が強まっていながら、一方ではそうした心理状態と大きく乖離、矛盾する行動をとることは、心身にとって非常に無理がかかった状態を生じさせたと推察され、そこに何らかのきっかけが加われば、危ういバランスが大きく崩れてしまうことは十分に理解されることである。

本調査においては、これまで述べたように、いじめを中心とした学校における改善されない問題が、当該生徒の中に危険な心理状態を生み出していった結果として、本件事案が発生したことを確定するに至った。なお、可能な限り学校関係者や生徒からの聴取を実施し、資料の精査を行なったものの、当該生徒が自死を決意した直前のきっかけについては特定するには至らなかった。

4 学校の対応、取組の検証

(1) いじめ防止対策について

当該生徒が在籍していた中学校では、平成28年(1年時)11月にはいじめ防止のための全校集会を、同年12月にはいじめをテーマとした授業

参観を実施するなどしている。また、指導上の課題を有する生徒について、関係する教員等が集まって、情報を共有し、指導法等について議論するためのサポート委員会を毎月実施もしていた。さらに、仙台市が全市一斉で実施する年に1回のいじめ実態把握調査に加えて、当該学校独自の調査を年に4回実施するなど、学校としていじめ防止のために努力していたことはうかがわれる。ただし、それでも当該校では年間20件程度のいじめを認知しており、そのような状況の中で、本件事案が発生している。

当該校におけるいじめ対策の問題点としては、以下の点が指摘される。第一に、いじめ事案が発生した際に、調査等において客観性を担保する視点が十分でないことがある。そのため生徒間のトラブルが発生した際に、複数の教員が聴き取りに立ち会うなどの措置が取られていない。また、指導上の課題を有する生徒についての会議であるサポート委員会の参加メンバーは校長、教頭、各学年の副主任、いじめ対策担当教諭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーとなっており、生徒の指導に係る主な当事者である学級担任が入っていないところ、そこで話し合われた内容の伝達経路が確立されておらず、学級担任をはじめとする関係するスタッフ全員に伝わっていなかったことを指摘できる。さらに、当該委員会で扱う生徒数が多いことから、生徒一人一人について十分に踏み込んだ議論ができていなかったことも指摘できる。加えて、実際の生徒の指導においては、学年ごとの対応が中心となっており、いじめ対策担当教諭が置かれていながら、情報の整理役にとどまり、指導そのものにはほとんどタッチしていないなど、学年の枠を超えた学校全体としてのチーム指導はなされていなかった。以上のように、それぞれの学校内の組織間の連携が十分でなく、学校が持ついじめ防止のための人的資源が効果的に活用されていたとは言いがたい状態であった。また、いわゆる加害生徒本人及びその保護者への介入も十分とは言いがたく、加害生徒の問題点を踏まえた上での、改善のための指導はなされていなかった。

さらに、学校と家庭との連携が十分でなかった点も指摘できる。すなわち、いじめ事案が発生した際、被害生徒の保護者に連絡がなされず、繰り返し当該生徒からの訴えがあつてから初めて連絡されている（いじめ事案の連絡がなされたのは、いじめ事案②、④、⑥、⑦）。また、いわゆる加害生徒の保護者には全く連絡がなされず（いじめ事案①～⑧）、このことが加害生徒の自己のいじめに対するとらえ方に影響を及ぼしていた可能性も指摘できる。いじめの問題については、学校だけではなく、

家庭の協力を得ながら、学校と家庭の連携の上に立った、全面的な指導が必要と考えられるところ、それがなされていない。

(2) 当該生徒の特性を踏まえた指導について

学校外の専門家の活用について、巡回相談員による学校生活支援巡回相談などの専門家の指導が活用されているが、巡回指導は年 2 回と回数が少なく、当該生徒のように、専門性を活かした細やかな指導が必要な生徒の場合には十分ではなかったと考えられる。かつ、そこで得られた内容が、例えば、当該生徒に最も近く関係している学級担任に十分には伝わっていないなど、情報を必要とする教員等全員には伝わっていない。

さらに、学校のスタッフに、こうした指導を生かしていくだけの、配慮を要する生徒に対する理解や指導技術が十分ではなかったと思われる面もある。教員の指導能力を高めるための様々な研修がすでに数多く実施されているが、それらの研修が実際に現場の指導で有効性を発揮できるような内容となっていたか、また研修の成果を活かせるような現場の体制になっていたかには疑問が残る。

また、本事案の背景には、慢性的な教員の多忙さもあることが指摘できる。すなわち、聴き取り調査等からは、当該校では多くの教員が恒常的に夜遅くまで残業していたとのことであり、このように教員に心身ともに余裕がない状況では、一人一人の生徒に目を配り、指導方法を工夫したり、きめ細やかな指導を行う余裕は持ちにくかったと考えられる。

(3) 学校内部及び学校外部との連携について

当該校と小学校との連携は、十分に機能していたとは言いがたい。指導に配慮を要する生徒についての小学校から当該校への伝達は、入学前に、書面及び口頭で、学級担任と特別支援教育コーディネーターのそれぞれによって 2 回実施されるなど密に行われ、当該生徒についても情報は伝達されていたものの、小学校の学級担任や養護教諭が把握していた、小学校での実践を通じて得られた、当該生徒についてのより具体的に詳細な、指導上有効と考えられる情報が、当該校の指導において十分に活用されていない。例えば、当該生徒と最も接する機会が多い 1 年時の学級担任の引継ぎにおける把握が、「学習が遅れがち、提出物も遅れがち」という程度であり、当該生徒の対人関係の持ち方の特徴などについての重要な情報は伝わっていない。

(4) 教育相談体制

ここでは、心理的援助の専門家であるスクールカウンセラーによるスクールカウンセリング、及び生徒の心身の健康を司るとされる養護教諭（保健室）の活用について述べる。

当該校にはスクールカウンセラーが配置されており、毎週1回から2週間に1回程度の頻度で勤務していた。しかし、学校の雰囲気としては、スクールカウンセラーが勤務する相談室へ、生徒が自由に訪れ、くつろげるものではなかったようであり、そうした点からは、学校全体としてスクールカウンセリングを活用していくことに対する意識が十分であったのかが疑われる。聴き取り調査からは、当該生徒に対してスクールカウンセリングの活用を勧めたという事実はなく、また勤務していたスクールカウンセラーは、サポート委員会に出席していたことから当該生徒のことを記憶はしていたものの、その問題や状況を十分に把握してはいなかった。

また、当該生徒は、保健室を1年時に30回以上訪れており、上述のサポート委員会でも養護教諭からの報告が度々なされている。聴取記録からは、養護教諭も当該生徒の動静や心情面についてある程度の印象を抱いていたようだが、保健室での関わりを有効に活用していくような体系的な支援は積極的になされてはいなかった。

ここから、当該校における、当該生徒に対する援助や指導は、学習面や対人関係面の問題点に対するものが中心で、当該生徒の抱える不満や苦しみには十分に目が向いていなかったと考えられ、学習及び生活指導に加えて、心のケアも含めたサポートが欠けていたことを指摘できる。

5 教育委員会の対応について

いじめ防止に対して、教育委員会は様々な研修やキャンペーンを実施したりしており、一定の成果を上げていたとは考えられる。しかし、これらの研修等が、全体的ないじめ防止活動の中でどのように位置付けられるかといった、全体的な計画やビジョンが不足しているため、結果としてこれらの取組が現場で十分に生かされていなかった面を指摘することができる。また、いじめ対策担当教諭を配置したとしても、それをどのように活用するか、どのようなシステムを構築するかといった点は各学校に任されているなど、いわゆるハード面としての制度をどのように有効に活用するかというソフト面で不十分な面があったことを指摘できる。

事案発生以降の教育委員会の対応は、基本的にはガイドライン等に沿ったものではあったが、以下のような問題点があったと考えられる。まず、

初期段階でのマスコミへの取材会見における発言が、事実関係について十分に整理されておらず、不正確あるいは曖昧な点があり、誤解を呼びやすい点があった。また、委員の選定等に時間がかかったことなどから、第三者委員会が発足し審議を開始するまでに多大な時間がかかってしまっている。さらに、こうした事案が発生した際の当該生徒の身近な関係者に生じることが多い心理的な動揺等への理解及び配慮が十分でなかったため、遺族との間にコミュニケーションの齟齬が生じてしまっている。例えば、事案発生直後は、当該生徒の家族は著しく心理的に動揺するのが通常であり、注意力や判断力が一時的に低下しているものであるから、事案の公表等の重要な内容の伝達に際しては、場所・場面や方法についても十分な配慮を払うべきであったところ、当該生徒の葬儀場で教育委員会職員等が遺族にマスコミへの公表について了承を得ようとするなど、配慮に欠けた面があった。こうしたことの結果として、遺族の学校や教育委員会に対する不信感を招いてしまっている。

第3章 再発防止に向けた提言

1 いじめがない学校づくりを目指す、学校全体の雰囲気づくり

いじめの予防のためには、いじめは絶対にやってはいけないことであるという認識を、一人一人の生徒、教員他、児童生徒に関わる者全てが共有することが必要である。そのためには、日頃から児童生徒に対する啓発を行うとともに、教職員の研修も今まで以上に必要となる。当該校においては、いじめ防止にかかる啓発や研修はそれなりに行われており、教員や生徒にも一般的な理解はあったとは思われるが、その理解が十分に深まっておらず、本事案においては自分たちの対応が重大ないじめ問題に繋がってしまうという認識は薄かったと考えられる。いじめとは何か、どういう原因で発生するのか、またどのような経過を辿りやすいのかなど、より具体的で、実態に即した内容をしっかり学ぶことで、学校全体としていじめを防止する雰囲気を創り上げていく必要がある。

2 いじめ防止のための校内の体制づくりについて

現在の中学校は、様々な役割を持った多様なスタッフが存在している。そのこと自体は、教育の多様性や窓口の多さを保障するものであるが、これまで指摘してきたように、関係するスタッフが組織的・体系的に整理されていなかったり、スタッフの役割が形式的になっているきらいがある。例えば、いじめ対策担当教諭が配置されていても、主として会議の取りまとめ役・情報の整理役という意味合いが強く、実際にいじめが発生した場

合、直接の指導は学級担当や学年の担当者が中心になって対処しており、いじめ対策担当教諭が配置されていることのメリットが十分に活かされていない。いじめ対策担当教諭を中心に、生徒ごと事案ごとに必要となるスタッフを選任し、実質的な権限を付与するなど、学校全体をあげてチームとして対処すべきである。

また、いじめが発生したならば、まだ芽のうちに対処できるように、日頃から教員間の連携を密にするとともに、学校としての情報共有のシステムを構築しておく必要がある。この点について、本事案においても、いじめ等に対する定例の会議の構成やその結果の情報伝達が必ずしも有効かつ効率的ではなかったことは、すでに指摘したとおりである。

加えて、いじめ問題が発生した場合に速やかに解決に向けて対処することは当然であるが、それだけでなく、被害生徒の心理面での傷つきにも十分な配慮を払う必要がある。そのためには、スクールカウンセラー等の専門家を積極的に活用し、被害生徒のメンタル面でのサポートが不可欠である。また、いわゆる加害生徒についても、どうしてそういう行為に出してしまったのか、再発を防止するためにはどうしたら良いかなどについて、より踏み込んだ専門的なサポートが必要である。すなわち、加害生徒について専門的なアセスメントを実施し、問題点や弱点を明らかにした上で、例えば、様々なトラブル場面を想定したソーシャルスキル・トレーニングを実施したり、問題場面での認知の偏りを把握し修正する認知療法や、怒りのコントロールを中心としたアンガー・マネージメントを取り入れるなど、加害生徒の問題性を改善するために適切な介入を行うことが有効と考えられる。さらに、先に指摘したように、加害生徒の保護者の協力を得ながら、学校と家庭が協力して問題点の改善に向けて努力していくことも重要である。

3 一人一人の生徒の特性を踏まえた指導について

いじめを防止するためには、周囲の人間の、他人と違うところ、異質な点を否定・排除するのではなく、それぞれの個性ととらえて、それを尊重し、生かしていくような教育が必要である。特に、本事案においては、学校側の、指導に配慮が必要な生徒に対する理解が十分でなく、指導方法も必ずしも適切でないことがうかがわれた。

こうした問題を改善していくには、教員が、個々の生徒の特徴を見抜き、適切な指導を提案・実行することができるスキルを把持することが求められる。こうしたスキルを身につけるためには、個々の教員の個人的研鑽に加えて、実際の現場の指導に役に立つ研修機会等を十分に提供することが

必要である。教員の指導能力を高めるために様々な研修はすでに実施されているが、聴き取り調査等の結果からは、必ずしも実践的・実用的な内容とは言えない面があることがうかがわれた。例えば、それぞれの生徒の個別性を理解し、その個別性に即した適切な援助や指導の具体的方法を導き出すための研修や、対人スキルの指導法などを取り入れたり、学校現場での事例検討会を継続的に行うなどの、実際の指導で有効性を発揮するような研修の実施方法が検討されるべきである。

また、すでに述べたように、いじめの加害生徒に対する指導という視点も必要であり、上述のとおり、加害生徒の抱える問題を踏まえた指導を行うための知識と技術を身につけることも重要である。ただし、これらすべてを一人の教員が十分に身に付けることは現実的に困難であろうから、それぞれの教員が得意分野を作り、学校内でチーム体制を組むことや、学校の現場で実力を発揮できる専門家を配置し、教員においては、これらの専門家を活用し、協力体制を構築する能力を身に付けることを目指すべきであろう。

また、学校現場での指導は最終的には校長等の管理者の決定のもとに行われるのであるから、管理者にも、こうした配慮を必要とする生徒への指導についての十分な理解があることが望ましい。したがって管理者向けの研修を充実していくことも必要である。学校全体として、生徒の個性を認め、それを伸ばすような教育を実現していくような環境づくりが望まれる。

さらに、きめの細やかな指導を行うことを阻害する要因として、教員の多忙さも問題である。教員の過重労働が社会的問題になっているところ、教員が一人一人の生徒に目を配り、創意工夫ある教育を展開するためには、教員の側に心身の余裕があることも必要である。スタッフの増員、形式的な書類仕事の整理、組織の効率化等、教員の過重労働を減らすための組織的な取組も重要と考えられる。

4 体罰の防止に向けて

これまでも研修等を通じて行われてきていることではあるが、改めて、各教員に対して、体罰は絶対に許されるものではないという基本的理解についての確認を行う必要がある。教師においては、体罰が許されるものではないということは、一般論としては理解されていると思われるが、本件体罰事案②に見られたように、個々の場面においては教師間で理解のずれが生じていることもあり得るので、より具体的な場面や事例を用いた研修を行うなど、現場での実践に直結するような形での研修などが求められよう。その上で、学校全体としても、体罰防止に向けて強い意識を持ち、組

織としてそれを実践し、各教員にそうした意識が浸透するよう働きかけていく必要がある。

さらに、「3 一人一人の生徒の特性を踏まえた指導について」で述べたように、個々の生徒の個性に対応するため、教師の十分な専門的スキルに基づいた適切・的確な指導が求められており、安易に画一的な指導を行ったり、教師の一方的な押し付けに陥ることがないように細心の注意を払う必要がある。一人一人の生徒に寄り添うような指導を行なっていくため、先に述べたように専門的スキルの向上に努めるとともに、教師が生徒を一人の人間として尊重するような意識を高めていくこともまた必要であり、そのための研修等を充実させていくことが求められる。

5 小学校から中学校への引継ぎについて

指導上の課題を有する生徒の問題は小学校時に顕在化しがちであることや、一般に小学校の方が中学校に比べてより一人一人の生徒に密着した指導をすることが多いことなどから、小学校の側にはそれぞれの生徒についての貴重な指導上の情報やノウハウが蓄積されていることが多いが、それが中学校での指導に有効に活用されていない。「中1の壁」などと呼ばれる

ような、小学校から中学校に入学する際の適応の問題が大きく取り上げられるようになってきているところ、小学校と中学校の、これまで以上の有機的な連携の体制が求められる。

生徒の問題性に応じて、より踏み込んだ情報の伝達を行うことに加えて、中学校側にも、小学校から伝達された情報を、実際の生徒指導に有効に活用していこうとする姿勢と体制が必要である。比較的軽微な問題性を持つ生徒についても情報伝達の範囲を広めることや、必要に応じて中学校

ご協力をお願いします。

みなさんの声で住みやすい仙台を!

市政に関するご意見・地域のお困り事がございましたら
お気軽にお知らせください。

●**仙台市のいじめ問題への対応**に
対してご意見をお願いいたします。

仙台市議会議員 **岡部恒司**

お電話でご協力をいただければ幸いです。

連絡先 TEL 022(271)1770

朝8時より夜6時までの時間帯でお願いいたします。

FAX 022(271)1786

の生徒指導にかかる会議に、小学校の先生をオブザーバーで呼ぶなどすることで、小学校から中学校へのスムーズな情報の伝達や、指導方法におけるシームレスな継続が求められる。

6 被害生徒の関係者等への援助について

本事案において、事案発生後、当該生徒の保護者など関係者へのサポートが必ずしも十分でなかったことが指摘できる。保護者等に対する対応において十分な配慮をするため、保護者等からの希望があった場合には、学校側の対処スタッフに心理的援助の専門家を加えることが考えられる。また、事案発生以後の保護者等の心身のサポートのために、利害が対立する可能性もある教育委員会や学校関係者でない、中立的・第三者的な機関・組織を紹介することなども考慮されるべきである。

加えて、調査においては、遺族への配慮という面からも、その期間があまり長期にならないよう迅速に進めるとともに、調査が一定期間以上にわたる場合は、被害生徒の保護者等に対して第三者委員会から調査の経過説明を行うことが望ましい。また、保護者の方から第三者委員会への要望等がある場合は、要望書を提出してもらうなど、保護者と第三者委員会のコミュニケーションを保つことによって、信頼感の醸成に努めることも重要であろう。

キーリットリ

郵便はがき

9818790

仙台市青葉区
柏木2丁目4-16-501

仙台市議会議員 **岡部**^{こうじ} 恒司 行

投函される場合は恐れ入りますが、62円切手を貼付してご投函をお願いします。
尚、2019年10月1日からは、63円切手を貼付してご投函をお願いします。

※是非ご記入ください。

お名前		様
ご住所		

みなさんの声で住みやすい仙台を!

仙台市のいじめ問題への
対応に対してご意見を
お願いいたします。

左記のハガキにご意見をお書きの上、
恐れ入りますが、切手を貼付の上、
お近くの郵便ポストへご投函
お願いいたします。
FAXでもお受けいたします。

仙台市議会議員 **岡部恒司**

〒981-0933 仙台市青葉区柏木 2-4-16-501
TEL022-271-1770 FAX022-271-1786

岡部 恒司ホームページ

<http://okabekoji-sendai.jimusho.jp>

岡部 恒司

検索



市政に関するご意見・地域のお困り事がございましたら
お気軽にお知らせください。